

沖縄県高等学校等奨学のための給付金(新入生用)リーフレット

(返還不要)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付(4～6月分)を行います。

<一部給付の支給要件>

4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税(家計急変の場合は非課税相当)または生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している

保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。



○支給予定額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		4～6月分	7～3月分	合計額
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)※家計急変は除く		8,075円	24,225円	32,300円
非課税世帯	全日制・定時制課程に在籍	35,925円	107,775円	143,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	12,625円	37,875円	50,500円

※ 今年7月～来年3月分は、7月の申請により振り込みます(再申請が必要)。

○提出書類

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書(様式1)
- ②令和6年度(所得)課税証明書 ※③を提出する場合は不要
- ③マイナンバー(個人番号カード等貼付台紙)別紙1 ※②を提出する場合は不要
- ④生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)※(生活保護を受給している場合)
- ⑤債権・債務者登録申出書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑥振込口座の通帳の写し

※家計急変については、⑦～⑨についても提出ください。

⑦保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票・雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

⑧家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書(写可)
【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等
営業所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書(写可)
【家計急変後の収入】税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

⑨保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養親族分の健康保険証(資格確認書)の写し又は扶養親族数の記載が省略されていない所得課税証明書(全項目証明書)

※定年退職などは、家計急変の対象となりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○問い合わせ先 沖縄工業高等専門学校 学生課学生係 TEL: 0980-55-4032

申請方法等について

■申請方法

※奨学金や就学支援金（授業料と相殺）とは別の制度です。

沖縄県高等学校等奨学のための給付金の支給を受けるためには、在籍する学校（沖縄高専）を経由して沖縄県に申請書等を提出する必要があります。

申請書等の様式は本校ホームページ(<https://www.okinawa-ct.ac.jp/>)に掲載しますので、ホームページからダウンロードし、**令和7年5月12日(月)までに**学生課学生係に提出願います。

なお、提出方法の詳細（マイナンバーの写しを提出する場合）は裏面をご確認ください。

受付業務の簡素化のため、**原則として郵送（親展）での提出にご協力願います。**

■提出書類

※世帯の状況によって提出書類が異なります。

1. 保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（様式1-1, 1-2） ※両面印刷
- ② 令和6年度課税証明書 または マイナンバーの写し
→マイナンバーは<別紙1-2> 個人番号カード(写)等貼付台紙 に写しを貼付して提出
※<別紙1-2>個人番号カード(写)等貼付台紙 を郵送で提出する場合
→<別紙2> 身分証明書貼付台紙(郵送の場合) に身分証明書の写し(保護者等全員分)を貼付して提出
- ③ マイナンバーの写しを代理人が直接事務室へ提出する場合
→<別紙5-2>委任状 も提出
- ④ 債権者登録申請書
→ 振込先口座を登録する書類。申請者と口座名義人が異なる場合は、依頼書 も提出。
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し（銀行名、支店名、フリガナ、口座番号がわかる部分）

2. 生活保護受給世帯

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（様式1-1, 1-2） ※両面印刷
- ② 生活保護受給証明書（様式2）
- ③ 債権者登録申請書
→ 振込先口座を登録する書類。申請者と口座名義人が異なる場合は、依頼書 も提出。
- ④ 振込先口座の通帳の写し（銀行名、支店名、フリガナ、口座番号がわかる部分）

3. 家計急変世帯 提出書類はリーフレットでご確認ください。

■留意事項

- ・沖縄県での審査後、債権者登録申請書記載の口座へ、沖縄県から直接支払いが行われます。
- ・今回の「新入生の一部前倒し給付」を受給した方が、**残額(7月～翌年3月分)を受給するには、再度申請が必要です。**手続きについては7月頃に別途通知します。

■提出方法について（マイナンバーの写しを提出する場合）

個人番号カード（写）等貼付台紙・身分証明書貼付台紙・委任状 提出のお願い

【提出方法】

郵送する場合

※受付業務の簡略化のため、原則として郵送（親展）でご提出をお願いします

- ①個人番号を提出する保護者等全員分の個人番号を貼り付けた個人番号カード（写）等貼付台紙
- ②個人番号を提出する保護者等全員分の身分証明書の写しを貼り付けた身分証明書貼付台紙を提出してください。

学生本人が直接事務室へ提出する場合

- ①個人番号を提出する保護者等全員分の個人番号を貼り付けた個人番号カード（写）等貼付台紙
 - ②個人番号を提出する保護者等全員分の委任状
- を提出してください。
- ※提出時に事務室で身分証明書を確認するため、学生の身分証（学生証等）を忘れずにお持ちください。

保護者等が直接事務室へ提出する場合

- ①個人番号を提出する保護者等全員分の個人番号を貼り付けた個人番号カード（写）等貼付台紙
 - ②来校しない保護者等の委任状（配偶者に委任する場合も委任状が必要です）
- を提出してください。
- ※提出時に事務室で身分証明書を確認するため、来校する保護者等は身分証を忘れずにお持ちください。

【提出先】〒905-2192 沖縄県名護市辺野古905番地 沖縄高専学生課学生係 宛

※電話（0980-55-4032）及び窓口対応 8時30分～17時15分（平日のみ）

◎ 提出の際、事務室にお持ちいただく身分証明書について（保護者が提出する場合）

顔写真付きの身分証明書をお持ちの場合

- ・ 運転免許証（又は運転経歴証明書）
- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）の顔写真の面
- ・ パスポート
- ・ 在留カード
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

これらのうち、いずれか **1種類** の身分証明書をお持ちください。

顔写真付きの身分証明書をお持ちでなければ・・・

顔写真なしの身分証明書をお持ちの場合

- ・ 公的医療保険の被保険者証
 - ・ 児童扶養手当証
 - ・ 特別児童扶養手当証書
- これらのうち、いずれか **2種類** の身分証明書をお持ちください。

※ i 氏名、ii 生年月日又は住所が確認できる箇所を貼り付けてください。